



®

令和5年 (2023年) 3月8日(水)

No. 15850 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆令和4年特許権・実用新案権民事訴訟

事件判決の概況……………(1)

☆意匠制度初心者向けガイド みんなの意匠権 (15)

令和4年特許権・実用新案権民事訴訟 事件判決の概況

青木・関根・田中法律事務所

弁護士・弁理士 森 修一郎

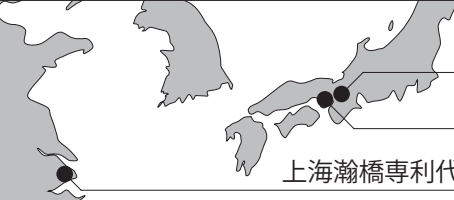
〔I〕はじめに

本稿は、令和4年に判決の言渡しのあった特許権及び実用新案権に関する民事訴訟事件判決の概況についてとりまとめたものである。

裁判所ホームページ「知的財産裁判例集」に掲載された判決91件を対象としている¹。特許権及び実用新案権に係る民事事件は東京地裁と大阪地裁の専属管轄であり、それらの控訴審は知財高裁であるの

で、一審判決は東京地裁と大阪地裁判決、控訴審判決は知財高裁判決である。

以下において、特許法は「特」、実用新案法は「実」、意匠法は「意」、著作権法は「著」、不正競争防止法は「不競法」「不」、民法は「民」、民事訴訟法は「民訴」、会社法は「会」、商法は「商」、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律は「独禁法」「独」と適宜略記し、また当事者の契約に関する



京都ランチ (5名：うち弁理士3名)

神戸本部 (66名：うち弁理士26名)

上海瀚橋專利代理事務所 (12名：うち專利代理人6名)



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

弁理士法人 有古特許事務所

■URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: office@arco.chuo.kobe.jp

■神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル5F

■京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蛸蛸山町 481 京染会館4階

■上海瀚橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69 号 21 階 2108 号室

■顧問: 米国特許弁理士 マーク・アレマン 中国專利代理人 曹芳玲 他 5 名

TEL: 078-855-5539

TEL: 075-213-5600

TEL: +86-21-6415-8030